



令 01 原機 (再) 055
令和 2 年 3 月 9 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設の低放射性廃棄物処理技術開発施設に係る
使用前検査申請書の取下げについて

平成 14 年 7 月 9 日付け 14 サイクル機構 (東海) 402 (平成 14 年 10 月 30 日付け 14 サイクル機構 (東海) 799、平成 14 年 11 月 29 日付け 14 サイクル機構 (東海) 906、平成 14 年 12 月 26 日付け 14 サイクル機構 (東海) 996、平成 15 年 1 月 31 日付け 14 サイクル機構 (東海) 1098、平成 15 年 2 月 28 日付け 14 サイクル機構 (東海) 1201、平成 15 年 4 月 21 日付け 15 サイクル機構 (東海) 0061、平成 15 年 5 月 30 日付け 15 サイクル機構 (東海) 0179、平成 15 年 9 月 10 日付け 15 サイクル機構 (東海) 0549、平成 15 年 11 月 20 日付け 15 サイクル機構 (東海) 0809、平成 16 年 1 月 9 日付け 15 サイクル機構 (東海) 0946、平成 16 年 5 月 24 日付け 16 サイクル機構 (東海) 0167、平成 16 年 7 月 14 日付け 16 サイクル機構 (東海) 0386、平成 16 年 8 月 19 日付け 16 サイクル機構 (東海) 0497、平成 16 年 11 月 4 日付け 16 サイクル機構 (東海) 0760、平成 17 年 2 月 8 日付け 16 サイクル機構 (東海) 1063、平成 17 年 8 月 11 日付け 17 サイクル機構 (東海) 0498、平成 17 年 10 月 5 日付け 17 原機 (サ) 0028、平成 18 年 3 月 6 日付け 17 原機 (再) 015、平成 18 年 5 月 25 日付け 18 原機 (再) 002、平成 18 年 8 月 31 日付け 18 原機 (再) 012、平成 19 年 1 月 12 日付け 18 原機 (再) 028、平成 20 年 3 月 25 日付け 19 原機 (再) 034、平成 20 年 6 月 26 日付け 20 原機 (再) 008、平成 21 年 8 月 26 日付け 21 原機 (再) 032、平成 22 年 1 月 21 日付け 21 原機 (再) 064、平成 22 年 8 月 27 日付け 22 原機 (再) 021、平成 24 年 2 月 28 日付け 23 原機 (再) 046、平成 25 年 5 月 31 日付け 25 原機 (再) 012、平成 25 年 6 月 6 日付け 25 原機 (再) 020、平成 26 年 2 月 28

日付け 25 原機(再)073、平成 26 年 4 月 3 日付け 26 原機(再)003 及び平成 27 年 4 月 9 日付け 27 原機(再)003 にて変更届出)をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設の低放射性廃棄物処理技術開発施設に係る使用前検査申請について、下記の理由により取り下げることといたします。

記

取り下げる理由

再処理施設である低放射性廃棄物処理技術開発施設は、平成 14 年 7 月 9 日に使用前検査申請を行い、平成 25 年 11 月 26 日に受検した以降、使用前検査を中断している。

再処理施設は、平成 30 年 6 月 13 日に廃止措置計画の認可(原規規発第 1806132 号)を受け、廃止措置段階に移行したところであるが、低放射性廃棄物処理技術開発施設は、廃止措置計画に基づく改造工事(焼却設備の改良工事及び硝酸根分解設備・セメント固化設備の設置)を計画している。

これらの改造工事に係る設計及び工事の計画の廃止措置計画の変更認可申請は、使用前検査が廃止される新検査制度への移行(令和 2 年 4 月 1 日)後となることから、使用前検査申請を取り下げる。

以上